

# 平成 2 8 年 度 事 業 計 画

## 第 1 基本方針

現在はストレス社会と言われ、その矛先は、児童や高齢者、障害者、女性など立場の弱い人々に向けられる傾向にあります。その結果、虐待やドメスティックバイオレンス、いじめ、自殺などの深刻な社会問題を招き、併せて非正規雇用労働者の増加やひきこもりなどにより経済的困窮や社会的孤立の度合いを深めています。

このような中、昨年は子ども・子育て支援新制度や生活困窮者自立支援制度及び介護予防・日常生活支援総合事業など、各福祉分野で制度面における方向性が示された年となりました。当協議会としましても、昨年度から施行された生活困窮者自立支援制度と、生活福祉資金貸付事業との連携を強化することで、一人ひとりに寄り添い、適切なサービスが受けられるよう支援を行ってまいります。

また、同じく施行された改正介護保険法でも、住民主体の生活支援を新たな総合事業の一つの柱と位置づけていますが、福祉のまちづくりを推進する当協議会としては、こうした地域の体制作りを側面からサポートし、地域住民や地縁団体、組織等を基盤に、だれもが日々の暮らしのなかで豊かさを実感できる地域社会づくりを地域の人たちと一体的に推進していきます。

また、介護関係事業については、経営（事業運営）改善計画に基づき、継続したサービスの提供を担保した上で、事業所の統廃合に着手し、組織体制の強化や職場環境の改善により健全な事業経営を進めます。

以上により、高崎市社会福祉協議会の平成 2 8 年度事業計画は、地域住民や福祉団体、行政、関係機関等と更なる協力体制を築きながら、次に記載の重点目標の達成に向け事業を展開します。

## 重点目標

- 1 地区社会福祉協議会活動の活性化を図り、地域における地域福祉の推進母体となるよう伴走型の支援を行う。
- 2 第2次地域福祉活動計画の実現に向け中盤の年となるため、市や関係団体と共に進捗管理などの評価を行う。
- 3 新たに指定管理を受けた群馬児童館ほか、継続の13施設においても、事業計画に基づき地域貢献を視野に健全な経営を行う。
- 4 ボランティアへの情報提供を充実し、ボランティアセンターの活性化を図る。
- 5 高齢者等買物代行事業の充実のために登録ボランティアの増加及び利用者への周知を図る。
- 6 生活困窮者自立支援事業と生活福祉資金貸付事業は、双方の連携を図り包括的な支援体制を構築することにより、相談者の自立をより効果的・効率的に支援する。
- 7 地域福祉事業への継続した支援や計画的な予算執行のため、法人会員の開拓など自主財源の確保を図る。
- 8 介護関係事業については、慢性的な人員不足や効率的なサービス提供のため、組織体制の見直しを行い、更に事業所の統廃合により、特定事業所加算収入などから経営改善を図る。また、介護関係事業所の事務作業を特定の事務部門に一本化し、効率化、能率化を図る。
- 9 地域に密着した高齢者福祉の身近な窓口として地域包括支援センター（高齢者あんしんセンターたかさき社協）運營業務を受託し、地域の高齢者に寄り添う業務体制を構築する。
- 10 経営（事業運営）改善計画に基づき、計画に掲げた取組みを推進するとともに、関係機関・団体等と調整を図る。
- 11 地域において生活上の課題を抱える個人や家族及び地域を支援するため専門職としてのスキルアップ研修を継続して行う。
- 12 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、区長会その他福祉推進団体及び関係機関との連携強化に努める。

## 第2 実施計画

### 1 社会福祉事業

#### (1) 法人運營業業

- ア 理事会、監事会、評議員会の開催
- イ 役職員研修会の開催

#### (2) 共同募金配分金事業

群馬県共同募金会からの地域配分を、地域福祉充実のために適正に活用する。

#### (3) 地域福祉活動事業

市民の福祉課題を解決するため、会費や補助金等を原資として住民主体の地域福祉活動を展開する。

ア 第2次地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動を伴走的に支援する人材の育成やスキルアップに努め、地域の関係機関とのネットワーク構築を図る。

イ 地区社会福祉協議会への支援

ウ 会員制度の充実強化

エ 高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」及び子育て家庭を対象とした「ふれあい・子育てサロン」への支援

オ 社会福祉協議会の情報を提供するため、「社協たかさき」を年4回発行し、ホームページによる情報発信も充実させる。また、イメージキャラクターの「たかちゃん」を社会福祉協議会及び福祉活動のPRのために積極的に活用する。

カ 社会福祉施設及び関係団体に対する援助

キ 放課後児童健全育成事業援助

ク 福祉バスの運行（本所、箕郷、群馬）

ケ 緊急要援護者に対する法外援護の実施（本所、新町、吉井）

コ 親子ふれあいサークルの実施（箕郷）

サ 思いやり駐車場の利用証交付事務の実施

(4) 受託事業

次に掲げる市からの受託事業を適正に実施する。

ア 手話通訳者派遣事業の実施

聴覚障害者とその他の人とのコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者を派遣する。

イ たかさき市民福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉事業に功績のあった人や団体に感謝の意を表するとともに、福祉のまちづくりを推進することを目的に実施する。

ウ 吉井東学童保育クラブの経営（吉井）

保護者が仕事などにより昼間留守になる家庭の児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を目的として行う。

(5) 福祉ボランティアの町づくり事業

市民が共に手を取り合い、心の触れ合うまちづくりを推進するため、交流や学習の場を設けると共に、ボランティアセンター事業を実施する。

ア ふれあいの広場の開催

イ 住民のボランティア活動への参加促進

ウ ボランティア団体の育成援助

エ ボランティア講座の開催

オ ボランティアグループとの連絡調整

カ 学童・生徒のボランティア活動普及事業（福祉協力校）の推進

キ 学校や企業等における福祉教育への支援

ク ボランティア活動保険等の加入促進

ケ ボランティアセンターホームページの運営

コ 車いす等対応車両貸出サービス事業の実施

サ 福祉用具貸与事業の実施

シ 倉渕地域高齢者買い物支援事業の実施

ス 高齢者等買物代行業の実施

セ 傾聴ボランティア派遣事業の実施

(6) 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立支援事業担当者ほか関係機関と連携し、援助が必要な低所得者世帯等に資金の貸付や相談支援を行う。

- ア 生活福祉資金貸付事業の取扱い（県社協受託事業）
- イ 生活困窮者自立支援事業が行う支援調整会議への出席
- ウ 小口生活資金貸付事業の実施
- エ つなぎ資金貸付事業の実施

(7) 福祉総合相談事業

福祉に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行い、市民福祉の向上に資するため相談業務の充実に努める。

- ア ボランティア相談
- イ 高齢者電話相談
- ウ 心配ごと相談
- エ 結婚相談
- オ 発達障害相談

(8) 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人を対象に、契約に基づき日常的な金銭管理の援助や通帳・印鑑の預かり等を行う。

(9) 福祉人材バンク事業

福祉の仕事希望する人と、人手を必要とする福祉施設や福祉団体に迅速な紹介業務を行う。

- ア 地区別ミニ就職面接会等を実施し、登録、就労あっせんを行い、福祉の人材を確保すると共に資格取得を奨励する。
- イ 積極的に福祉施設を訪問し、求人開拓を行う。
- ウ キャリア支援専門員を配置し、福祉・介護人材マッチング機能強化事業を行う。
- エ 求職登録者や介護職未経験者を対象に就職支援セミナー及び施設見学会を開催し、就職活動を支援する。

(10) 介護保険居宅介護支援事業

地域福祉を推進する公共性の高い立場を認識する中で、要支援、要介護状態の高齢者に対し、身体状態の軽減、悪化の防止を図ると共に、できる限りその居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活が営めるよう、有効かつ適正な支援の提供を継続する。各事業所は、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に務める。

また、介護保険事業所の組織体制の充実強化を図り、人員配置の補完により特定事業所加算等の算定を可能とし、収入増に繋げる。

- ア 指定居宅介護支援事業者として、要介護認定者への居宅介護支援事業の実施
- イ 総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への介護予防ケアマネジメントの実施
- ウ 各事業所は職場内研修計画を立て、職員研修を実施し、スキルアップを図る。
- エ 各事業所間の業務運営上、職務上の情報交換などを行うことを目的に、「居宅介護支援センター運営調整会議」を定期的開催する。

オ 平成28年度居宅介護支援事業所組織体制

	事業名	本拠地	圏域
1	高崎社協中央居宅介護支援センター	本所	本所、新町、群馬の一部
2	高崎社協倉渕居宅介護支援センター	倉渕	倉渕、榛名の一部
3	高崎社協北部居宅介護支援センター	群馬	群馬、榛名、箕郷
4	高崎社協南部居宅介護支援センター	吉井	吉井、本所の一部

(11) 介護保険等訪問介護事業

介護保険法における要介護者または、要支援者の居宅を訪問し、身体介護及び生活援助のサービスを提供すると共に、できるだけその居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を継続する。

また、介護保険事業所の組織体制の充実強化を図り、人員配置の補完により特定事業所加算等の算定を可能とし、収入増に繋げる。

ア 指定居宅サービス事業者として、要介護または、要支援認定者への訪問介護事業の実施

イ 総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への予防訪問介護相当のサービスの実施

ウ 介護保険対象外事業の受託（生活管理指導員等派遣・産後ママヘルプサービス）

エ 道路運送法第78条の規定に基づく、福祉有償運送事業の実施（倉渕、新町）

オ 介護支援専門員及び訪問介護員並びに介護職員の質的向上を図るための研修の実施及び研修への参加

カ 各事業所は職場内研修計画を立て、職員研修を実施し、スキルアップを図る。

キ 各事業所間の業務運営上、職務上の情報交換などを行うことを目的に、「訪問介護センター運営調整会議」を定期的開催する。

ク 平成28年度訪問介護事業所組織体制

	事業所	本拠地	圏域
1	高崎社協中央訪問介護センター	本所	本所、新町、群馬の一部
	新町出張所		
2	高崎社協北部訪問介護センター	榛名	榛名、箕郷、倉渕、群馬の一部
	倉渕サテライト事業所		
	箕郷出張所		
3	高崎社協南部訪問介護センター	吉井	吉井、本所の一部

- (12) 介護保険等通所介護事業
- ア 指定居宅サービス事業者として、要介護認定者への通所介護事業の実施（倉淵、群馬、吉井）
  - イ 総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への通所型サービスの実施（倉淵・群馬・吉井）
  - ウ 介護保険対象外事業の受託（障害福祉サービス等）
- (13) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム一階）
- 指定認知症対応型共同生活介護事業者として、要支援2（介護予防）又は要介護認定者への認知症対応型共同生活介護事業の実施
- (14) 障害者総合支援事業
- 障害者及び障害児の能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。各事業所は、障害者総合支援法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。
- ア 指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業者として支給決定者への居宅介護、重度訪問介護事業の実施
  - イ 同行援護事業の実施（本所・新町）
  - ウ 障害者移動支援事業の受託
  - エ 生活介護（心身障害者デイサービス）事業の実施（指定管理：吉井）
  - オ 基準該当生活介護（デイサービス）事業の実施（倉淵、群馬、吉井）
  - カ 障害児通所支援事業の実施（吉井）
    - ・児童発達支援
      - 日常生活における基本動作の習得や集団生活への適応訓練を行う。
    - ・放課後等デイサービス
      - 授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行う。
- (15) 高崎市社会就労センター事業（指定管理：セルフ楽間）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する人に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供し、就労及び生活支援を通じて主体性の確立・技能習得・勤労意欲の向上を図り、個別支援計画に沿った就労継続支援B型サービスを提供する。
- 事業の実施にあたっては、適正かつ健全な運営に努める。
- ア 受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。
  - イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。
  - ウ 利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努める。
  - エ 関係機関と連携し、利用率の向上を図る。

(16) 高崎市吉井障害者自立支援センター事業（指定管理：こはぎ）

多機能型の通所施設として、生活介護及び就労継続支援B型の二つのサービスを提供する。また、利用者や家族がいつでも相談や話し合いができる環境作りをするとともに、地域に根ざした障害者福祉の拠点施設として、障害者福祉の増進に努める。

《生活介護》

常時介護を要する利用者が、その人らしく地域で暮らし続けられるようにするために、必要な支援を個々の利用者の状況に合わせて実施する。

ア 入浴・排泄及び食事等の介護サービスの実施

イ 身体機能の維持向上・日常生活の質の向上・創作生産活動の実施等

《就労継続支援B型》

一般就労が難しい利用者に、就労の機会を提供するとともに、日常生活に必要な社会性や職業生活・職業自立に必要な基礎を身に付けられるよう支援する。

ア 花栽培・販売、下請、清掃等の作業の実施

イ 調理実習・金銭管理等の生活支援や余暇活動の実施等

(17) 地域活動支援センター事業（指定管理）

◎箕郷福祉作業所(さくらそう) ◎群馬福祉作業所(こぼと)

市からの指定管理を受け、利用者が生活訓練や作業を通じて社会生活に対応できるよう援助する。

ア 就労の支援（ホチキス針箱詰、自主製品の作成等）

イ 自立の支援（生活訓練、外食訓練等）

ウ 情操・創造的活動支援（体操指導、音楽指導、各教室の開催）

(18) 児童館の経営（指定管理）

児童の地域での健全育成や子育ての拠点として、地域の状況に見合った諸行事の企画や母親クラブ等への活動支援を推進する。

ア 倉賀野児童館

イ 豊岡児童館

ウ 井野児童館

エ 群馬児童館

(19) 長寿センター事業（指定管理）

60歳以上の市民の健康づくりを推進すると共に各教養講座開催等により福祉の増進を図る。

ア 群馬長寿センター

イ 新町長寿センター

ウ 新町鉄南長寿センター

- (20) 各団体事務局の運営及び支援
- ア 群馬県共同募金会高崎市支会事務局の運営
  - イ 高崎市民生委員児童委員協議会事務局の運営
  - ウ 倉渕、箕郷、金古、国府、堤ヶ岡、上郊、新町、榛名及び吉井地区民生委員児童委員協議会事務局の運営
  - エ 高崎市ボランティアグループ連絡協議会事務局の運営
  - オ 高崎市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会事務局の運営
  - カ 高崎地区更生保護女性会支部への支援（箕郷、群馬）
  - キ 倉渕地区長寿会連合会及び倉渕身体障害者団体への支援
  - ク 箕郷地区長寿会連合会、箕郷地区母子会、箕郷地区身体障害者団体及び箕郷町心身障害児者父母の会への支援
  - ケ 身体障害者団体連合会群馬支部、高崎市手をつなぐ親の会群馬支部及び群馬地区ボランティアグループ連絡協議会への支援
  - コ 新町地区長寿会連合会、新町母子寡婦会及び高崎市身体障害者団体連合会新町支部への支援
  - サ 榛名地区長寿会連合会、榛名地区身体障害者団体、榛名療育父母の会及び榛名地区ボランティアグループ連絡協議会への支援
  - シ 吉井地区長寿会連合会、吉井町ボランティアの会、吉井町身体障害者連合会及び吉井心身障害児（者）父母の会への支援

## 2 公益事業

### (1) おもちゃの図書館事業

発達の遅れが心配な子どもたちが、たくさんのおもちゃと豊かな遊びを通じて言語等の発達や社会性を育むよう支援する。更に子育てに不安を感じている保護者に対して専門相談や交流を行う。

- ア 「あひる」総合福祉センター（主に発達の遅れが心配な子どもを対象）
- イ 「たんぼぼ」倉賀野児童館
- ウ 「らっこ」豊岡児童館
- エ 「ひまわり」井野児童館

### (2) 福祉会館の経営（指定管理）

市から指定管理を受けた下記の4つの施設の有効活用に努める。

- ア 倉渕福祉センター
- イ 箕郷福祉会館（エスポワール）
- ウ 群馬福祉会館
- エ 吉井福祉センター

### (3) 配食サービス事業（箕郷、榛名）

ひとり暮らし高齢者等を対象に配食サービスを提供し、高齢者の健康保持や安否確認を行う。



(4) 地域包括支援センター事業（受託事業）

「高齢者あんしんセンターたかさき社協」を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援することを目的として実施する。

高崎市の46日常生活圏域の内、東地区、西地区、北地区の3地区を担当し、きめ細やかな高齢者ニーズや情報の把握を行う。

ア 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・地域ケア会議の推進
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進

イ 指定介護予防支援業務

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、市へ職員を出向させ生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

ア 自立相談支援事業の実施

イ 住宅確保給付金の窓口業務

3 収益事業

経営の健全化と利益の効率化を図る。

(1) 新斎場会館内の売店経営

(2) 自動車損害賠償責任保険代理店として、自賠責保険の取扱い

(3) 倉渕福祉センター売店の経営

(4) 市有施設内の自動販売機の管理運営